

2020年6月9日

株主各位

東京都港区六本木七丁目3番7号
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社
取締役社長 森 下 協 一

「第114回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正のお知らせ

2020年6月11日付で発送いたします「第114回定時株主総会招集ご通知」の一部に誤りがございましたので、ここにお詫びもうしあげますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所には下線__を付しております。

記

【訂正箇所】

招集ご通知 12ページ

4. 会計監査人の状況

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

【訂正前】

当事業年度に係る報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額 (注)3	82百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

【訂正後】

当事業年度に係る報酬等の額	82百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	二

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

以 上